

第7回

奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会

日 時：平成19年1月30日（火）

午後6：00～

場 所：庁舎中央棟6階 正庁

次 第

開 会

1. 部長挨拶

2. 議 事

（1）第6回策定委員会議事録概要版等の確認

（2）ごみ焼却施設の候補地選定について

（3）今後の開催日程について

閉 会

(事前配布資料一覧)

資料 1 0 第 6 回策定委員会開催概要及び議事録概要版

資料 1 1 第 6 回策定委員会における資料の 1 部修正について

資料 1 2 ごみ焼却施設の候補地選定について（素案）

1. ごみ焼却施設の移転候補地選定方法

2. 狹域ポジティブマップ（案）

3. 狹域ネガティブマップ（案）

『策定委員会の開催概要』

・第 7 回策定委員会開催概要及び議事録概要版

ごみ焼却施設の候補地選定について(素案)

1. ごみ焼却施設の移転候補地選定方法

I、移転候補地選定方法の概要

(1) 広域候補地区の選定(第一次選定)

一次選定では、「ごみ焼却施設の移転候補地区を選定する際の基本条件」の項目における広域マップの調査検討内容である、土地の利用状況、及び自然環境保全規制等の法規制により建設できない箇所等を考慮し、反映した広域的な候補地区を選定する。

1) 広域ネガティブマップの作成

- ・基本条件の「①300M以内の学校等の公共施設の立地条件」、「②自然環境を保全するための条件」、「③生活環境を保全するための条件」、「⑥将来にわたって土地利用が決まっている区域」の中から、採用された調査検討項目を整理し、奈良市全域の地図に重ね合わせたマップを作成する。
- ・その他、市の東側の区域において、候補地選定作業の効率性の観点から、移転候補地とする事が現実的でない区域について検討を行うため、収集・運搬コストの試算を行う。

(追加項目)

2) 広域ポジティブマップの作成

- ・奈良市全域において、現状の土地の利用状況における住宅地などの建築物の敷地として利用されていない未利用地の内、10ha以上の空地が確保できる区域について調査し、マップを作成する。
- 3) この広域ネガティブマップと、広域ポジティブマップでの選定条件を重ね合わせることにより、広域候補地選定マップ(案)を作成し、広域候補地区の選定を行う。
(作成するマップの精度 縮尺 1/5万～1/10万程度)

(2) 狹域候補地区の選定(第二次選定)

一次選定において選定された「広域候補地区」内において、「ごみ焼却施設の移転候補地区を選定する際の基本条件」の項目における狭域マップの調査検討内容である、住宅地等の土地利用状況、自然災害の危険性、社会基盤の整備状況(道路、電気、上下水道)を考慮し、反映した狭域的な候補地区を選定する。

1) 狹域ネガティブマップの作成

- ・現状の土地利用状況及び、基本条件の「①住宅地群に近接していないことの条件」、「④災害の危険性がある区域は避ける」の中から、採用された調査検討項目を整理し、マップを作成する。

2) 狹域ポジティブマップの作成

- ・基本条件の「⑤ごみの収集運搬効率が良い場所」、「⑦⑧の社会的基盤の整備状況」の中から、採用された調査検討項目を整理し、マップを作成する。

- 3) この狭域ネガティブマップと、狭域ポジティブマップの条件を重ね合わせする事により、狭域候補地選定マップ(案)を作成し、狭域候補地区の選定を行う。

(作成するマップの精度 縮尺 1/1万程度)

◎ 比較検討方針の決定

- ◎ 二次選定終了後、三次選定における移転建設用地の比較検討方針の決定を行う。

(3) 移転建設用地の選定(第三次選定)

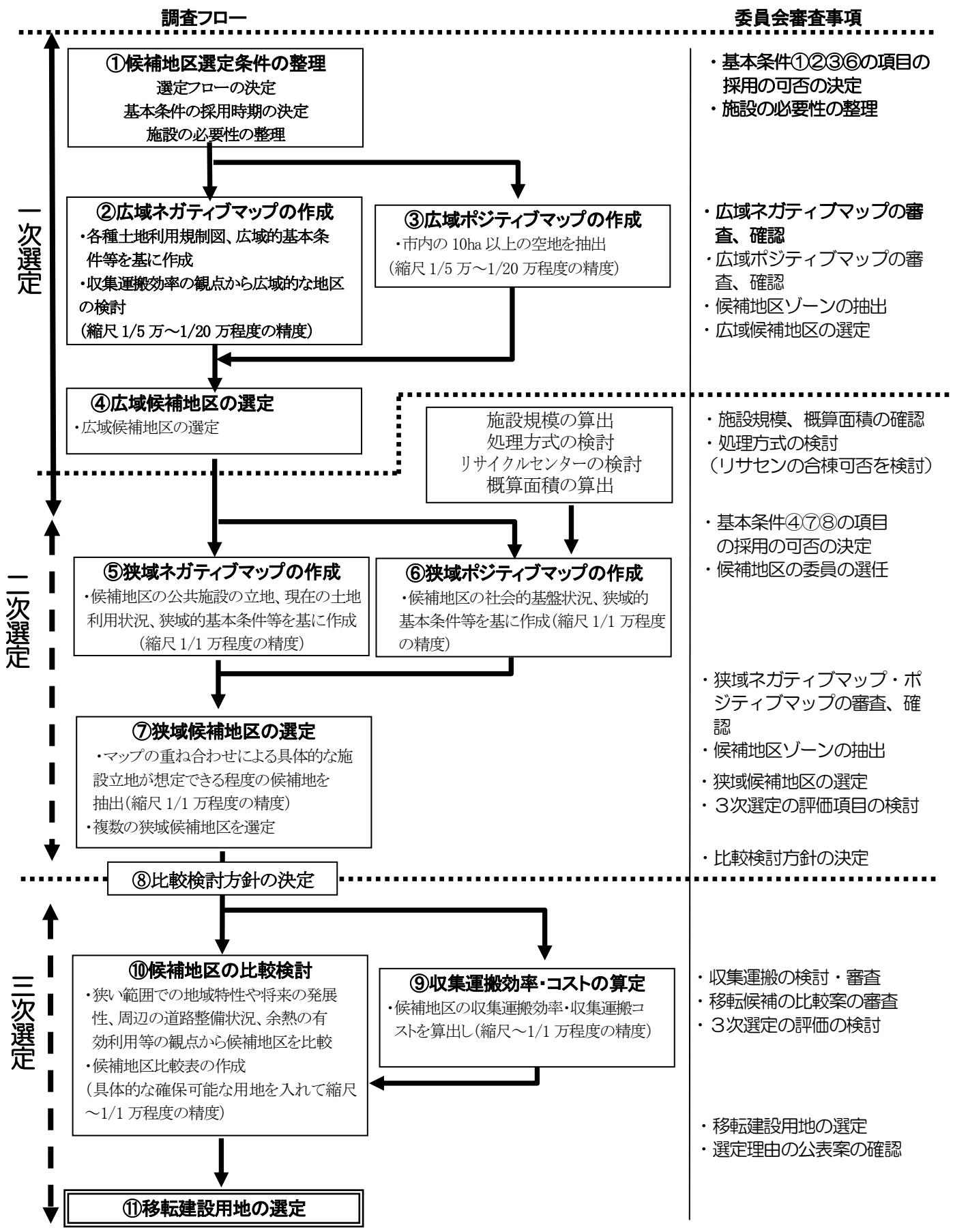
二次選定において選定された「狭域候補地区」において、広域的観点からは読み取ることの出来ない要素や、狭い範囲での地域特性、地域の将来の発展性、並びに基本的条件の「⑤収集運搬効率の良い所」、用地取得の容易さ等を考慮して、「狭域候補地区」ごとに比較検討を行い、移転建設用地を選定する。

(作成するマップの精度 縮尺 ~ 1 / 1万程度)

※ 注

- ネガティブマップ（立地回避地図）
 - ・ 地図上に立地を回避すべき地域を示したもの。
 - ・ 自然環境条件、土地利用規制、現況土地利用などの観点から立地することが望ましくない地域を示した地図。
- ポジティブマップ（立地適地地図）
 - ・ 地図上に、立地を誘導すべき地域を示したもの。
 - ・ ごみ運搬コスト、幹線道路アクセス条件、インフラ整備状況、建設想定敷地面積等から立地に適していると考えられる地域を示した地図。

II、調査フロー



III、狭域候補地区の選定(二次選定)における調査検討項目表

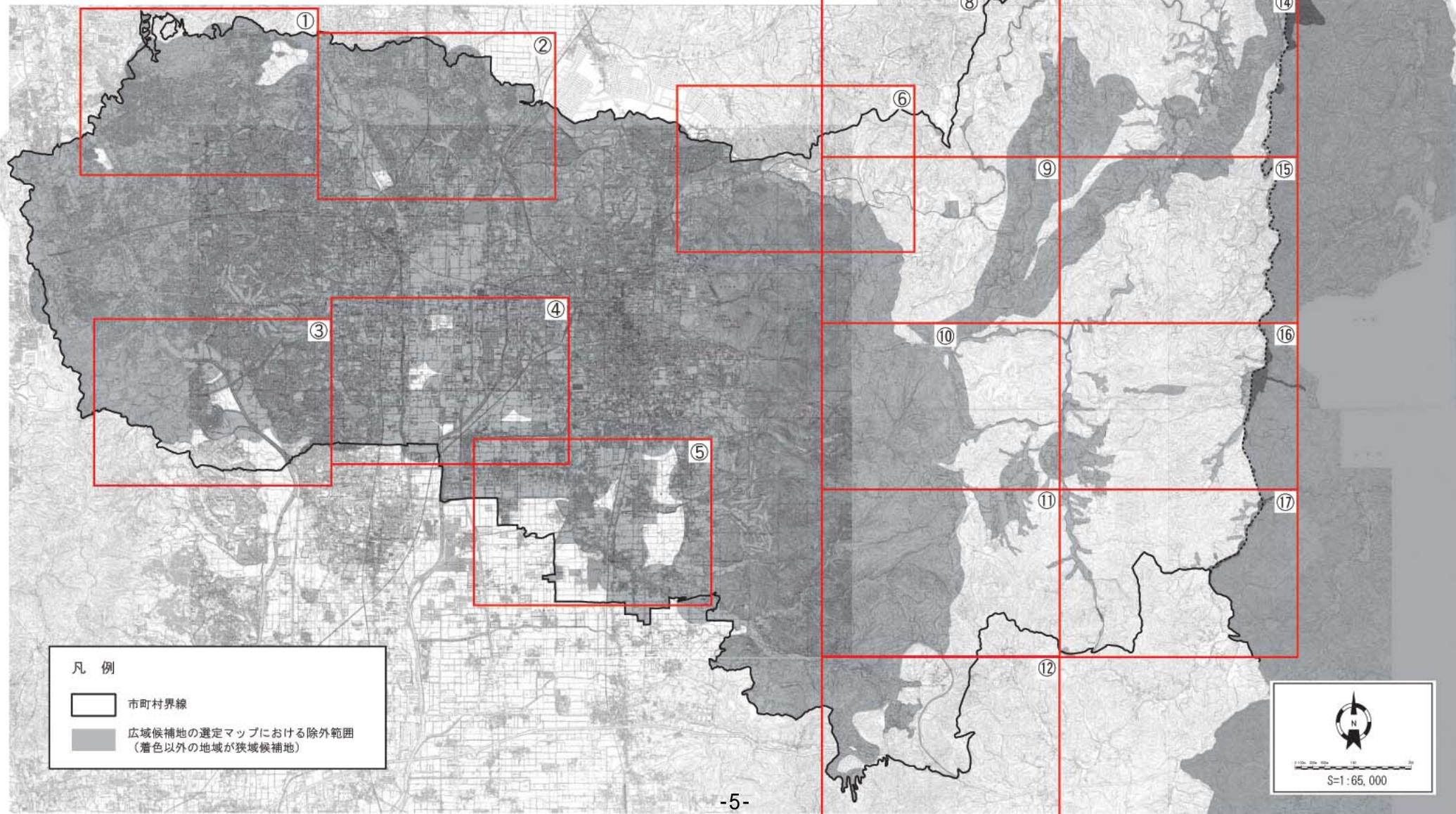
基本条件	調査検討項目	広域マップの作成における 調査検討の可否	広域マップでの採用の可否	狭域マップの作成における調査検討の可否	狭域マップでの採用の可否
① 300m以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がなく、住宅地群に近接していないこと。	学校、幼稚園、保育園…				
	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園	可	○	詳細図にて再確認	◎
	保育園		○		
	専修学校		○		
	スクール 語学スクール、ロースクールなど		×		
	病院…				
	病床数20床以上 …医療法に定められる病院	可	○	詳細図にて再確認	◎
	病床数19床以下 …医療法に定められる診療		○		
	介護老人保健施設		○		
	助産所		×		
	住宅地群	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適しくない	×	可	○
② 自然環境を保全するため、自然公園地域、風致地区内、環境保全地区等には設けないこと。	自然公園地域…				
	特別保護地域	可	○	詳細図にて再確認	
	特別地域		○		
	環境保全地区…	可	○	詳細図にて再確認	
	歴史的風土保存地区…				
	特別保存地区	可	○	詳細図にて再確認	
	保存地区		○		
	風致地区…	可	○	詳細図にて再確認	
	鳥獣保護区…	可	○	詳細図にて再確認	
	水道水源特定保護区域…	可	○	詳細図にて再確認	
③ 生活環境を保全するため、人口の密集した地域や、住居専用地域(都市計画法)等には設けないこと。	用途地域	—		—	
	工業系用途地域	可	×		
	工業系用途地域以外	可	×		
	人口集中地区(DID)	可	×		
④ 防災面に配慮するため、災害の危険性がある地域は避けること。	地すべり防止区域…	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適しくない	—	可	
	急傾斜地崩落危険区域…	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適しくない	—	可	○
	断層帯等	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適しくない	—	可	
⑤ ごみの収集・運搬効率がよく、焼却後の残渣の処理に便利な場所を選ぶこと。	収集運搬コストシミュレーション	精度の高い検討とするため 数箇所の候補地絞込後の 検討とすることが有効	△	可	○
⑥ 将来にわたって、土地利用が決まっている地区には設けないこと。	都市公園	可	○	詳細図にて再確認	◎
	国営総合農地開発事業 ほ場整備事業地区	可		詳細図にて再確認	
⑦ 主な搬出入のための道路が整備出来ているか、整備出来ることが確実な場所であること。	国道、県道 道路幅員等	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適しくない	—	可	○
⑧ 電気、ガス、水道等の供給設備の整備が困難でないこと。	特別高圧受電 都市ガス、上下水道等	調査対象範囲が狭いため 広域的な検討に適しくない	—	可	○
⑨ その他の条件	上記以外の追加調査検討項目	—		—	
	世界遺産の指定におけるバッファゾーン・ハーモニゾーン			可	○
	農振農用地			可	○
	保安林			可	○
	文化財			可	○

狭域マップでの採用の可否

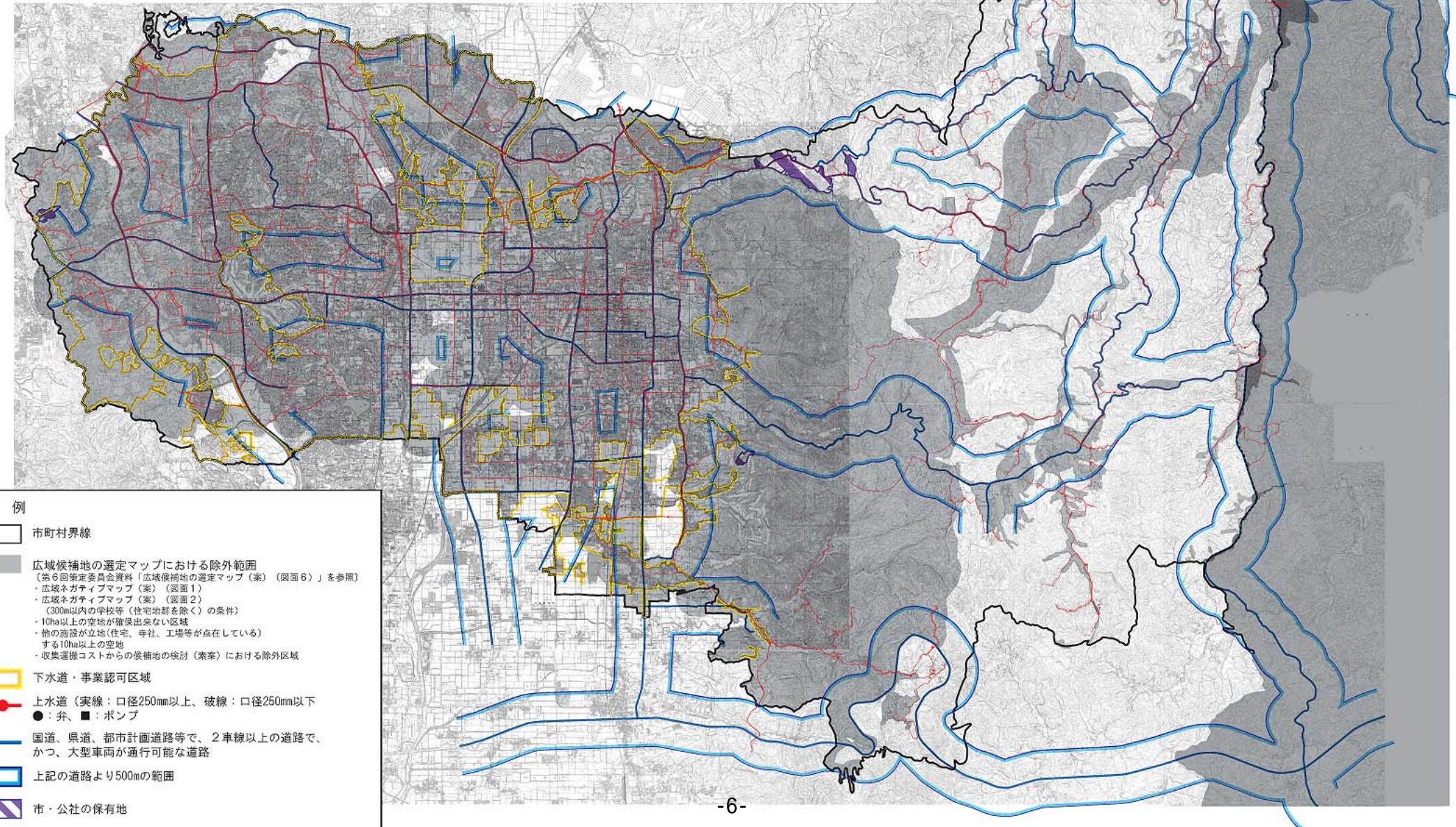
(凡例)

- ◎ 広域マップでの調査検討項目であるが、狭域マップの詳細図にて再確認を行う
- 狹域マップの作成における新たな調査検討項目

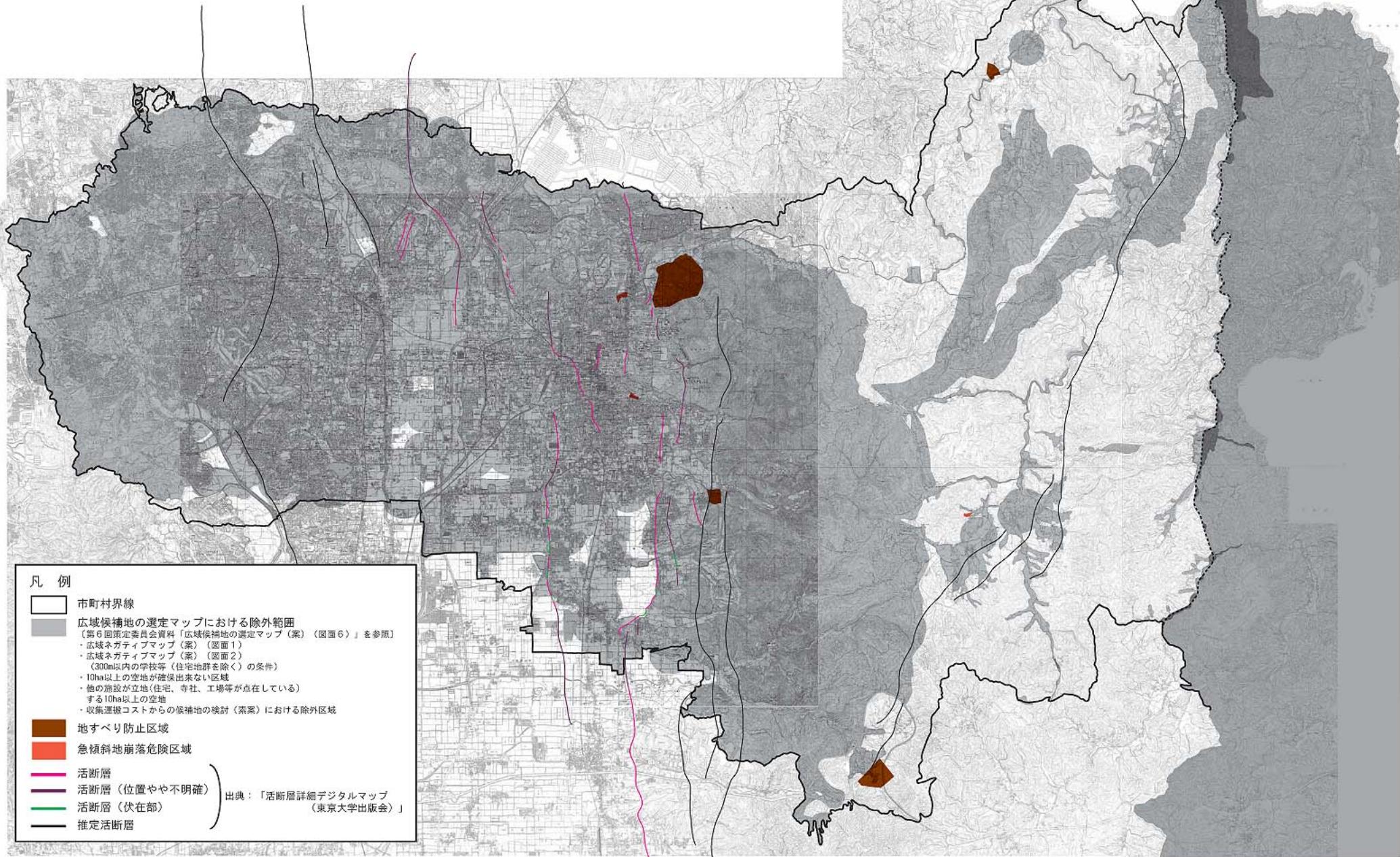
■狭域候補地選定マップ（案）（図面1）
〔候補地区割図〕



■狭域ポジティブマップ（案）（図面2）

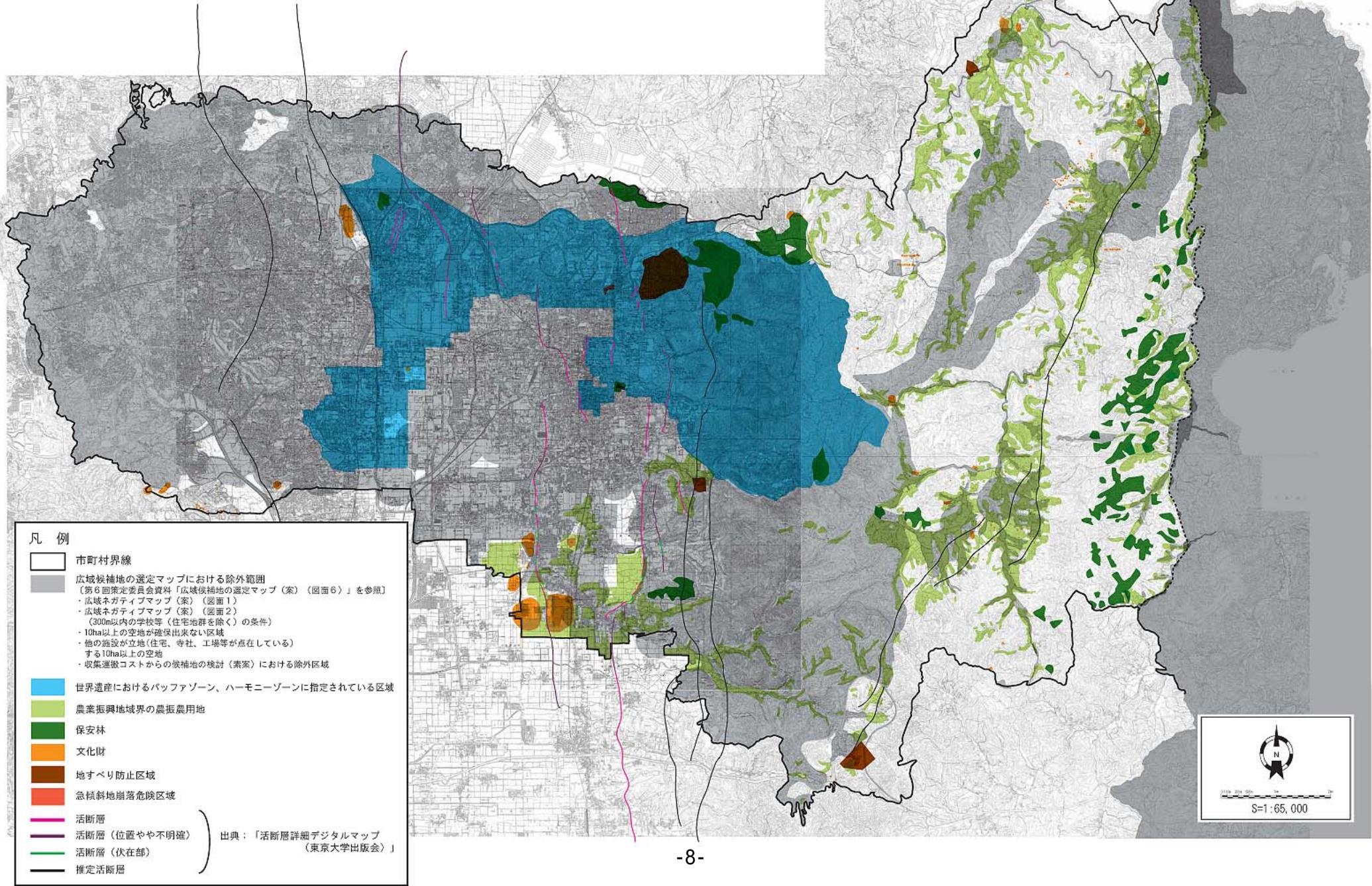


■狭域ネガティブマップ（案）（図面3）



■狭域ネガティブマップ（案）

〔⑨その他の条件としての追加調査検討項目を含む〕



第7回策定委員会開催概要及び議事録概要版

件 名		第7回 奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会
日 時		平成19年1月30日（火） 18：00～20：05
場 所		奈良市庁舎中央棟6階 正庁
出席者	委 員	岡本志郎、片山信行、木内喜久子、國領弘治、阪本昌彦、佐藤真理、竹内寛、田中啓義、田中幹夫、坊忠一、前迫ゆり、三浦教次、元島満義、森住明弘、安田美紗子、山口裕司、吉岡正志、渡邊信久、
	事務局	豊田部長、大福参事、中村課長、堀内工場長、吉住主幹、松本補佐、田中補佐、平木主任
	コンサル	館田剛志、大木雄介
記録作成者		奈良市施設課
配 布 資 料		資料10 第6回策定委員会開催概要及び議事録概要版 資料11 第6回策定委員会における資料の一部修正について 資料12 ごみ焼却施設の候補地選定について（素案） <ul style="list-style-type: none"> 1. ごみ焼却施設の移転候補地選定方法 2. 狹域ポジティブマップ（案） 3. 狹域ネガティブマップ（案） 当日配布資料 狹域ネガティブマップ（案） [⑨その他の条件としての追加調査検討項目を含む]
会 議 内 容		
1. 部長挨拶 2. 議 事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 第6回策定委員会議事録概要版等の確認 (2) ごみ焼却施設の候補地選定について (3) 今後の開催日程について 閉 会		

意 見 要 約 内 容	
事務局（田中）	<ul style="list-style-type: none"> ● 郡鳩委員長ですが、急な海外出張により、本日欠席されるとの連絡いただいております。第3回の策定委員会の中で委員長が欠席の場合、渡邊委員を委員長代理として決定しています。郡鳩委員長よりも渡邊委員に代理をお願いしたいと、その旨事務局に申し出をいただいている。今回の議事進行にあたりまして渡邊委員にお願い申し上げたところ、ご了解いただいております。 <p>本日、今井委員、吉田委員につきましては所用のため欠席されるとのご連絡いただいている。</p>
事務局（豊田部長）	<p>1. 部長挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本日の出席状況をご報告させていただきます。 <p>委員総数21名のうち、現在のところ17名の委員さんにご出席いただいております。従いまして、本策定委員会は成立致しておりますのでご報告申し上げます。</p>
事務局（田中）	<p>2. 議事</p> <p>(1) 第6回策定委員会議事録概要版の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 渡邊委員長代理です。皆さんよろしくお願ひ致します。 <p>議事の第1ですけども、前回の議事要録の概要版の確認で、何かお気づきの点がございましたら、事前に事務局におしゃっていただくのが、通例になっておりますが。何かございましたでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在のところいただいておりません。 ● 資料の11、前回の資料を一部修正するということがあったと思います。右側の資料9で、下のところで超概算という言葉があって、今どきの言葉だなあという風に感じましたが、ご異議がなかったら、このまま認めていただきたいと思いますが。 ● おおまかな概算額くらいにしておいていただいたらどうでしょう。 ● ではそのように変えてください。 <p>(2) ごみ焼却施設の候補地選定について</p> <p>(資料12 ごみ焼却施設の候補地選定について(素案)) (狭域ポジティブマップ(案))</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「狭域のポジティブマップまでについて説明。」 ● 1番から各々につきまして、この白い所が残った理由を整理して書き出してもらった方が判りやすいんじゃないかと思います。例えば1番は右の方の
渡邊委員長代理	
事務局（田中）	
渡邊委員長代理	
佐藤委員	
渡邊委員長代理	
事務局（吉住）	
森住委員	

	<p>所に一部黒のところが住宅地で、どうして入ってきたのとか。左下の方は、非常に複雑な形してますが、どうしてここだけが残ったのかそういうことがここについての疑問です。そういう説明が簡潔にできるような整理を、次回で結構ですけどもお願いしたい。</p> <p>次が2番の方も、周辺みますと結構田んぼとかありますけれども、そこが除外されて、白い所がなぜ残ったのかという説明ができないとまずいですね。</p> <p>次が3番目で、真ん中の一部だけが、なぜ帯状で白く、残ってしまったのかということです。それから七条西町2丁目のところが円形でずっと除外されますから、修正可能かどうかをお願いしたいと思います。他のところは大体判ります。</p> <p>次は4枚目で、四条大路3丁目の所が、かなり住宅が多いと思うんですが、ここだけが白く残っているのがなんでなのか。</p> <p>それから5枚目が、西側の北の上、田んぼでかなり空いてると思うんですけれども、除外されているという所が疑問に思いました。</p>
事務局（吉住）	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘のありました内容ですが、前回候補地選定マップ案の図面作成要領ということで、図面を当日お渡しさせていただいているんですが、今回はこの資料の上に次の条件による色を載せられないもので、これを全て黒の色で表示し、提案させていただいているので、前回の当日配布資料を見ていただければ、ご理解いただけるのではと考えているところであります。
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 理解はいいんです。パッと見たら判るような説明をつけ加えてほしいという意味です。
渡邊委員長代理 事務局（吉住）	<ul style="list-style-type: none"> ● 丸くなっているのは大体300mルールですか。何でしたっけ、水色は。 ● 水色につきましては10ヘクタール以上の空地が確保できない区域という形で整理させてもらっています。 <p>真ん中に道路があれば、確保はできるんですが、10ヘクタールの区域を確定するにあたって、どこで切るかっていうことになれば、公共施設である道路で切って10ヘクタールを検討させていただいた。</p>
渡邊委員長代理	<ul style="list-style-type: none"> ● もう一つ、住宅密集地域についても、4ページ目の所の四条大路3丁目と書いているところは、明らかに住宅がいっぱいあるんですけども、住宅密集地域については、住宅があるから除外っていうことを最初にしないという、話だったと思いますので、あとから除外でもいいかと思います。
田中(啓)委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 狹域候補地区の選定項目表には、①の住宅地群については狭域マップの採用が○になっているので、住宅地群がなんで狭域マップで除外対象として検討されていなかったかが、判らなかつたんですが、文章上では一応検討事項になってる。
事務局（吉住）	<ul style="list-style-type: none"> ● ①で残っているのが住宅地群に近接していないこと。という基本条件がございまして、これについては狭域マップの中で検討していきたいと考えてお

	<p>ります。住宅地群という定義をどうするか、近接という表現を、次回の策定委員会で、提案いただいて、整理した図面を提示したいと、考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定義が最終的にできるかどうかっていうことがあると思うんです。地図上で住宅地それ自体を点か何かでしといてくれれば、住宅が赤い○点があると、赤の住宅の点から何mを除外範囲にするかということ自体難しいことなんで、むしろ点で示して、除外の仕方としてそれを見た方が判りよいんじゃないかなと思います。
田中(啓)委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の話は、今後の検討になるかと思います。
渡邊委員長代理	<ul style="list-style-type: none"> ● もう一点、黄色いのは、下水道事業認可地域。内側なのか外側なのか判りにくい。
田中(啓)委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 破線のラインが区域です。黄色の実線マーカーが、整備区域という理解をしていただけたらと思います。内側に黄色の線をいれてあります、その中の区域が整備区域になります。
事務局（吉住）	<ul style="list-style-type: none"> ● そうすると、どこまでその要件を重視するかっていうこと。例えば、白いところは全部外れているところですね。
田中(啓)委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道の整備区域の中にあれば、直接下水道へ流域処理させていただきますが、下水道整備区域より遠い場所にあれば、単独の浄化槽とか、高度処理するような施設で、下水道放流に代わる対応をするということも可能になろうかなとは思います。
事務局（吉住）	<ul style="list-style-type: none"> ● そうすると、選定するときにどこまでそれを重視したらいいかがよく判らなくなってくる。 <p>ニーズ相反といいますか住宅地に近いところは、不適地が多い。だから今、⑥にしても、⑦にしても⑧にしても、⑨にしても全部、下水が入ってない。だけどこの黄色い線の内か外っていうの重視してしまうと、マイナス要因になってしまう。</p>
田中(啓)委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回ご説明させていただいている資料につきましては、基本条件であります、供給設備の整備が困難でないことで、調査項目で下水道の現況を調べさせていただいているところであります。
事務局（吉住）	<ul style="list-style-type: none"> ● 今あるものはここだという理解でいいかと思います。下水道はなくても一般河川に放流できる処理をするってことも可能です。それから上水道も、ある程度近くにきて、不可能ごときではありませんので、そこまで深刻に受け止めなくてもいいのではないかと感じております。
渡邊委員長代理	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低限、例えばごみ焼却場を作るときに必要なものは何なのかということをご説明いただいて、あえて下水道とか上水道、区分けする必要があったのか、ないのかということが、各委員さんの方では判断できると思うのですが。例えばライフラインで最低何が必要なのかだけ、ご説明いただきたいと思います。
三浦委員	<ul style="list-style-type: none"> ● まず一つは、ごみ焼却施設には非常に多くの車が入ってくるということ
事務局（吉住）	

	<p>で、それまでの間の道路整備ができているか、もしくは道路整備の計画が確実なものであるかということが、一つ大事なことかなと思います。</p> <p>あと一点は、特に電気ですけれども、特別高圧で約 4,000 キロワット位の契約電力になりますけれども、22,000 ボルト位の電気を送っていただけなければ、清掃工場を稼働できないということで、特別高圧は条件にならうかなと思います。あと、上水はある程度引き込めるような位置関係にあるのが条件かなと思います。</p>
田中(啓)委員 事務局（吉住）	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気はこれには反映されてないんですね。 ● 電気につきましては、高圧線の配線ルートをお聞きしますと、セキュリティ等の関係で、出せないということ。また 4,000 キロワット位の契約電力になりますので、改めて変電所から直接線を引きなおさなければならない可能性があるということで、今後ある程度の場所が決まりましたら、費用もしくは市の負担額については検討させていただくということをお聞きしております。
田中(啓)委員 事務局（吉住）	<ul style="list-style-type: none"> ● そうすると今のネガティブマップの範囲では上水道と道路ですね、それが重要で、むしろ下水道は大したことないという話ですね。
田中(啓)委員 事務局（吉住）	<ul style="list-style-type: none"> ● そうです。 ● そうすると、このマップで黄色い線はあまり考えずに、青枠と赤線を考えた方がいいというふうに理解したらいいんですか。 ● 水道施設についてもある程度 2 車線道路の国道については、奈良市の場合にはほとんど大きな口径の管が布設されていますので、できたら道路に近いところに検討いただくというのが、今後インフラの検討にあっても有効に生きてくるんじゃなかろうかと考えております。
田中(啓)委員 コンサル（館田）	<ul style="list-style-type: none"> ● 今のお話まとめますと、一番重視するのは青枠と、その次が赤線ということですか。 ● 電気につきまして補足させていただきます。 <p>ここからあまり遠い所になってきますと、特別高圧の鉄塔を立てていくということが必要になってきます。そうすると、鉄塔を立てる範囲面積によっては環境影響評価という、このごみ焼却施設を建てるのと同じようなことを、やらなきやいけなくなるっていうのがありますので、スケジュール的には、電気も余り遠いとこだと問題が出てくる可能性がある。</p>
A 委員 事務局（吉住）	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地代も含めてトータルコストはいくらやということになるだけだと思うんです。あまり細かいことをここで議論しても、しょうがないと思うんです。 ● 資料 12 の 3 ページ、調査フローの⑧で、比較検討方針の決定という項目、の中で先程いろいろご質問がありました内容につきましては、候補地を 10 か所になるか、15 か所になるか、絞り込んでいくなかで、比較検討方針を、ある程度委員さんの、ご了解の中で決めていただいて、最終的な絞りこみの

	<p>作業に入るような状況になろうかなという想定はさせていただいております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要はトータルコストがなんぼになるかというふうなことアウトラインで見てくれたら、だいたい判るんじゃないかな。もうちょっと、絞ってみないと、なんとも言えないと思います。それともう一つ白抜きの所を色々作っていただいているんですけども、大体 10 ヘクタール、円でいうたらだいたい 3 cm 位の円だと思うんですね。それ位の面積ないところは、いくら白いどこがあつてもしょうがないということやと思うんです。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ● この 3 ページ目の下に書いてる順番でいきますと、二次選定の後に三次選定を行いますので、この二次選定の時点で、何地点位に絞るか、それから三次選定でもう少し少ない数字になると思われます。それと住民の話ですね、これは最初に移転候補地が名前が挙がるときに、その住民にも、情報は知らせて、話し合いという話もあったと思います。そろそろそういったことの話を、皆さん心に留めていただいたらいいかなと感じております。
渡邊委員長代理	<ul style="list-style-type: none"> ● 問題になるのは道路だという形ですね。持ち込みの時、国道の自衛隊のところまで満杯になるというのは、現実にある訳です。持ち込むごみの制度の見直しも並行してやるべきことで、勝手に持ち込めばいいという制度はどうかなという意識はあります。一つは、国道から工場までの 500m というのは、逆にもっと長い方が幹線道路の渋滞が緩和できるのではないかなど。道路を制限要件することはどうかなという感じはします。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 今の電気とか水道とか、場所が決まってから優劣を比較するときに、点数つけとか色々やつたらいいという話があって、今回議論してるのは絞りこみの手法ですからね、そのことと関連させるとややこしくなるんですよ。今大事なのは白地になったところが合理的に説明できるかどうかでしょ。その意味でなぜここが残ったのかということを、地区の方に、全部説明できる準備を私達がしておくべきである。その意味で次回是非、簡潔でよろしいですが説明が欲しいんです。
森住委員	<p>もう一つ大事なのは、今まで選考してたのは、いわゆる客観的条件でやつただけで、この黒い所が白のところに入れられるかどうか。狭域検討する場合に、そういう議論を今日したらいいんじゃないかと思うんです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今、森住委員からあったご意見は、地図で白く残った部分について、そこを選定する合理的な理由というのを、みんなで意見の一一致を図っておかないと、途中で判らないようになる、それは心配であるというお話です。もう一つは一邊黒くなってるけれども、白いところにくっつけて、また白くなるんじゃないかと、そういう話も今おっしゃっている訳です。
渡邊委員長代理	<ul style="list-style-type: none"> ● 僕は 10 か所位に絞つたらいいんだろうというふうに思います。例えば土地代はどれ位なのか、インフラをかけようと思ったらどれ位の費用がかかるのという概算ができるれば、非常にありがたいと思うんです。そこが具体的に
A 委員	

	<p>決まるということではないという前提で、モデル地域を決めて、試算していただくと非常にありがたいと思います。</p> <p>(2) ごみ焼却施設の候補地選定について</p> <p>(資料12 ごみ焼却施設の候補地選定について（素案）) (狭域ネガティブマップ（案）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「狭域ネガティブマップについて説明。」 ● 今のご提案非常に大事だと思います。こういう形でネガティブマップに追加することを賛成いたします。さっきの話でも、場合によると農振だとか保安林については、好ましくないから、ネガティブとして検討するけれども、状況によっては一部解除ということも有り得ることですから、いわば星取り表で検討するものとしてのネガティブだということで、こういうものを追加されるというのは結構だと思います。要は最初に検討した広域の所で、このネガティブを重ねて、白く残ったところについて、もう少し緻密に上げていって、10か所位を目処に、候補としてクローズアップしていくという。その進め方として、このネガティブのいろんな項目について、星取り表などを作り、選定絞っていくという作業に進んだらいいんじゃないかなと思います。個人的意見とすれば、世界遺産におけるバッファゾーン、ハーモニーゾーン、に指定された地域をはずす。もちろん活断層等々についても絶対的な条件だというように思います。 ● 奈良の場合、農振、農用地区域というのは、ほとんど保全されてないし、整備もされてないのが大部分です。農振、農用地区域で投資されてないところは、変更は十分可能ですので、奈良市もやっておられますので除外は可能です。 <p>保安林につきましては、保安林の機能を代替といいますか、周辺に機能を保全するという形の整備をしていただければ、変更は十分可能です。そんなことあまり重視する必要ないと私は理解しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この農振農用地区域に指定されると、どういうしばりがかかるのかというご説明お願いします。 ● 農業振興地区の整備に関する法律で農振農用地については、農業振興地区整備計画の中で、この地域を農振農用地として整備しますとして決めます。除外要件なんですが、一部除外するためには、農地の集団化、作業の効率化、その他の農地上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことと、その他、農用地区内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと、もしくはすでに土地改良事業が終わっている場所については、事業後8年以上経っていること、というような、要件を満たすことが条件です。時間的にも一年近くかかるという話は聞かせてもらっています。他の市町村さんは、農振農用地も保安林についても、ごみ焼却施設が都市計画決定
事務局（吉住） 佐藤委員	
B委員	
森住委員	
事務局（吉住）	

	<p>と同時に解除という許可をいただいて、造成に入られたというお話を聞かせていただいております。</p> <p>10ヘクタール全てが、保安林とか、農振農用地ばかりの所をターゲットにして全域を解除というのは、これは農政局は非常に抵抗されるというお話は聞かせていただいているです。</p>
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 実は私、昔その仕事をしておりまして、奈良県の場合、昔の条里制がそのまま残っております。農振農用地区域であっても、解除の要件は非常に緩くしております。それは農業生産地で、重要なその役割を背負っているところについては、解除することについては、地権者の方の同意が必要でございます。処理場は手続き上は同時並行的に法手続きをとらなきゃいけないということで、同時に除外と編入が両方ということです。
森住委員	<p>それから市街化区域の中の農地が、奈良の場合は生産緑地という形で市街化区域に入れてほしいという農家の地権者の要望で市街化に入ってます。しかし、市街化区域に入れると税金が10倍位高くなります。だから、当分農地でもっておきたいと、いうことで生産緑地という形で市街化区域の中に農地がたくさん残っております。その辺が二面性ございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● お百姓さんの立場にたちますと、一律には言えないと思いますけれど、国からお金もらって整備したから、なかなか転用できないことが本音なのか、公共用地にと言ったら、喜んで出す状況なのか、その辺が知りたいです。
B 委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 除外する場合、農業基盤整備事業やってる場合、整備したところを目的外に使用されるということについては国家投資の無駄になるということでの制限が法律上かかっているということでご理解ください。
元島委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 議論を1つ前へ進めるために、最小限残さなければならないもの、今度移転するという設備は、我々社会人の最高の社会資本の投資ですから、そういう最高のプライオリティをどっちに優先するかということを考えていきまると、10個なら10個の候補地に持ってくると費用はこうだというような条件を4つ5つだしても、具体的な選定に入っていくんなら、1つの項目に4項目位のその条件をつけて具体的な例示を進めていくめにしていただいたら一歩前に行くんじゃないかと思うんです。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 活断層についても、別に活断層が動かなかつたらいい訳です。活断層と言っても、ごく最近動く可能性があるのかどうかという判断はしないといけないと思うんです。
コンサル(館田)	<ul style="list-style-type: none"> ● 活断層が、具体的に動く動かないという判断、非常に難しくて、どこの案件でも非常に困ってるというのは実態でございます。国土交通省が、ダムを造るときに、評価基準として指針を出されている。要はダムの周辺、そこから300mというのを基準に、要は活断層から左右300m位であると、ずれても、とりあえずは直撃はしないだろうとの判断基準を一応使わさせていただいているというご報告だけさせていただきたいと思います。

渡邊委員長代理	<p>● 阪神淡路大震災の時に、ごみ焼却炉はかなり海辺にいくつもあったんですが、壊れたところはほとんどありませんでした。相当古い焼却炉は別ですが、そんなに大きな問題ではないかと僕は感じております。</p> <p>あと候補地 10 とかいう数字が少し出始めておりますが、次回の議題につながるような話にもっていきたいと思います。</p>
前迫委員	<p>● 次回、マトリックスのような感じで、ファクターをいくつかあげていただいて見えやすい形をとっていただくのがいいのかなと思っております。できるだけ、ここにかかるネガティブファクターとポジティブファクターというようなものを出していただいて、人口密度みたいなのも分れば、そういうファクターとか、ですからインフラに関してとか、人的要因についてとか、コストについてとか、それを一覧表にして、今まで割と G I S 上のビジュアルなところで判断させていただいてたんですが、これからはデータ的な確認できるような形で示していただけると、手法のことになると思うんですけど私は分かり易いかなと思っているんです。</p>
コンサル(館田)	<p>● 分かりました。やり方は何種類があると思います。地図上全部をメッシュに切って抜き出していくというやり方と、今、もう反転させて白い空地がとりあえず何箇所か絞られてきて、その絞られてきたところに例えば番号を A B C D 打っていって、そこに対するファクターを整理していく。ここまである程度絞られて反転してるところが多くなってきてますので、状況としてはまず、ある程度抜き出した土地に対してやっていった方が、見やすいんじやなかろうかなと考えてございます。真ん中の、山間部のところが今まだ、情報としては、かなりボリュームございますので、その取扱はどうやっていこうかというのは、今日の中の、お話をきながら考えていかざるをえないかなと考えてるんですが、基本はその中で条件整理というのを、見える形で文章で整理、または星取り表を整理するという形の表作りはしていきたいなと。そこが逆に三次選定の中とだいぶだぶってくるところも出てくると思うんですが、その評価基準を踏まえまして、表作りを含めてやっていけたらというふうに考えているところでございます。</p>
渡邊委員長代理 B 委員	<p>● もうすでにいくつか白いところがあるから、そこに○をつけて、番号をつけて、そこにコメントと星取り表をつくって、10 か所っていうのは、今別に決まった訳ではありませんが、それで準備をお願いしたいと思います。</p> <p>それと、そこの近隣住民の話というのも、今日決めてしまう必要はないと思いますが、情報を伝えて、星取り表と一緒に見るような、そういう手続きもそろそろ考えておきたいと思います。</p> <p>● 具体化してきますと、処理工場、その 10 ヘクタールが、焼却施設だけなのか、リサイクル施設、あるいは環境に対する住民啓発をするための施設とか、どんなことを、10 ヘクタールの根拠としてもっておられるのか。今 4 ヘクタールの施設、それが 10 になるのはどういう形で、それが変わってい</p>

	<p>くのか、必要なボリューム、それをやはりセットいただく必要も大事じやないか。それから一日の処理量が、前提にしてどれ位の規模になるのかというような絵をやはり示していただくことも同時に必要じやないだらうかなと。その辺もやはり絵としてお示しいただくと、両面からですね、検討できるんじゃないかなということです。</p>
事務局（吉住）	<ul style="list-style-type: none"> ● 今、ご意見のありました内容については非常に大事なことかなと考えております。フロー図に施設規模の算出等も書かせていただいておりますけれども、次回どれ位の大きさの焼却施設を作りたい、もしくはリサイクルセンターの併設というのもお願いしてますので、その辺の関係資料と併せまして17年度のごみ焼却量並びに清掃工場へ搬入している車の台数等の調査結果等も含めて、次回、資料として提案させていただけたらなと考えております。
佐藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設については循環型総合リサイクル施設としての新しいごみ焼却施設ということは調停条項で決まっておりますので、単なる焼却施設ではない。ということは押さえいただきたいと思います。それと、名前が挙がってきたところの住民参加というお話も視野におかなきやいけませんし、もう一つ、公募というのも視野に入れということで調停条項に出しておりますが、そういうタイミングとか、まあ、10前後ということになればですね、実際には星取り表だけではなくて、やっぱり我々が足を運んでみて、確かめてみるという作業も必要だろうと。ただ、そういう場合に委員会がどっと行ってですね、地元に全然知らせないということになると、あつれきになるかもしれません。そういうタイミングということも視野において進めて行く必要があるんじゃないかなと感じる。
森住委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的にですね、狭域ネガティブマップ案の白のところが、左の方はかなり絞られてますから、この地図の白いところと、この周辺から何カ所か選ばれたらいかが。図面1でいいますと、10ヘクタールの土地を選ぶのが非常に困難ですね。そういう意味で13番から17番はとりあえずおきましてですね、7番も多分いらんのやないかと思います。8番もいらんのやないかと思いますね。9、10、11の黒くなった周辺、その辺からですね、何か所か選んでみると。その程度でいいんじゃないかなと思うんです。
渡邊委員長代理	<ul style="list-style-type: none"> ● このご意見で、場所もご異議がなければこういった形で選んで点数をつけて、次回は住民との話とか、そういったことも議論になったらいいかと思います。
三浦委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 選択の仕方については今の森住先生の考え方、私も賛同させていただきます。私が今日言いたいのは、実はもう帝塚山、丸山町界隈の自治連合会の方で清掃工場がこっちに建設されるんだっていうような話を聞きました。どちらそういう形になってるのか、私も検討がつかないんですが、そこまで細かく選定して、どこに建設するというふうな話が出てる訳じゃない訳ですから、そのところ委員の皆様や傍聴の皆様には是非ご理解お願いしたい。や

	<p>やっぱり最終的にここにするというふうなことについては、全委員が説明できないといけない。従ってその辺の共有ということについても、是非ご認識をいただきたいというふうに思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共用地をもうそろそろ、検討に入るか判りませんけれども、やはり準備をしておいていただく必要があるんじやないかと。県も含めて、公共用地を活用してもいいんだろうと思うんです。県財政も奈良市の財政も非常に厳しいですから。そういうものを活用するってことは非常に財政上いい方向ですでの、そういう準備もしていただく必要があるんじやないかと感じます。 ● 前々回でしたかね、ホームページの話が出て、ホームページ掲載すると言っているんだから、是非それやっていただいて、正確な情報を市民に知らせていくということを積み上げていくことが、やっぱり大事なので、どうなってるのか教えてほしい。 ● 遅れましたけれども2月の上旬には、ホームページに掲載できるように、今最終の手続きをさせていただいている、もうしばらくお待ちいただければと思います。
B 委員	(3) 今後の開催日程について
佐藤委員	
事務局（吉住）	
事務局（吉住）	<ul style="list-style-type: none"> ● 次回としましては、3月28日ということで、第8回の策定委員会の日には決まっています。次々回としましては、5月の下旬頃で予定をお決めいただけたらありがとうございます。 ● 郡鳶先生からの第一希望が5月24日です。 ● 5月24日木曜日6時ということでおっしゃっております。 ● 5月24日（木）なんんですけど、よろしいでしょうか。
渡邊委員長代理	
事務局（吉住）	
渡邊委員長代理	

【決定事項】

- * 狹域ネガティブマップの調査検討項目に、世界遺産指定におけるバッファゾーン、ハーモニーゾーン並びに文化財の指定区域を追加し検討していく。
- * 東の方の地区〔詳細図面（1/10,000）〕7番、13番～17番については、とりあえず除外して選定作業を進めていく。候補地が選定できない場合は、その時点で再度検討していく。
- * 候補地（白色部分）の条件整理等を行い、簡単な抽出リスト表を作成し、次回提案する。